

令和8年度県民芸術劇場公演開催要項

1 趣 旨

県民に優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供し、併せて本県の文化芸術の普及振興に資するため、プロの演奏団体を県内各地に派遣して、巡回公演を開催する。

2 主催及び協賛

(1) 主 催

主催者は、千葉県（以下「県」という。）及び市町村、市町村教育委員会、文化施設、文化団体、商工会議所等の地元団体（以下「地元主催者」という。）とする。

(2) 協 賛

地元主催者は、新聞社及びその他企業を協賛者とすることができる。

3 内 容

(1) 演奏者 公益財団法人千葉交響楽団とする。

(2) 編 成

編成は、原則として次のとおりとする。

ア 管 弦 楽	演奏者 57名程度
イ 室内管弦楽	演奏者 20名程度
ウ 室内 楽(コミュニティコンサート)	演奏者 4名程度

(3) 演奏時間

ア 管弦楽	120分程度
イ 室内管弦楽	90分程度
ウ 室内楽	75分程度

(4) 会 場

会場はホール等とし、会場規模の基準は次のとおりとする。

- ア 管弦楽については、大ホール又はそれに準ずるもの
- イ 室内管弦楽については、座席数600席以下のホール又はそれに準ずるもの
- ウ 室内楽については、美術館・博物館等社会教育施設のホール及び展示室等
- エ ホールの音響等に支障がなく、同一主催者が複数の公演を希望する場合等については、県と協議の上、上記基準以外でも実施できる。

(5) 曲 目

曲目は、関係者で協議の上、決定する。

(6) その他

地元主催者は、必要となる経費を自ら負担することにより、(2)から(5)に掲げる演奏内容等を充実させることができる。

4 対象経費及び負担区分

1公演に要する費用は、基本出演料にその他の経費を加えた額である。

(1) 基本出演料

基本出演料は、原則として次のとおりとする。

ア 管 弦 楽	3,093,000円（消費税及び地方消費税を含む）
イ 室内管弦楽	2,073,000円（消費税及び地方消費税を含む）
ウ 室内 楽	312,000円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、県及び地元主催者、演奏者で協議の上、基本出演料を変更することができる。この場合において、演奏者は県及び地元主催者の了承を得て、変更後の基本出演

料と変更前の基本出演料の差の範囲内で、演奏内容を変更することができる。

(2) その他経費

その他の経費は、指揮者が必要な場合は指揮者に係る経費、3(6)において地元主催者が演奏内容等を充実させるために要した経費及び、会場費(リハーサル分を含む)、印刷費、著作権料及び雑費等の公演開催に伴う経費を加えた額とする。

(3) 負担区分

県負担金は、基本出演料の1/2とする。

地元主催者の負担する額は、基本出演料から県負担金を除いた額に(2)その他経費を加えた額とし、地元主催者、共催者又は協賛者の負担金、補助金及び協賛金並びに入場料収入等をもって充てるものとする。

(4) キャンセル料等

公演を中止した場合の基本出演料に係るキャンセル料については、中止決定をしたものが負担するものとする。

また、日程変更等に伴う経費については、変更を決定したものが負担するものとする。